

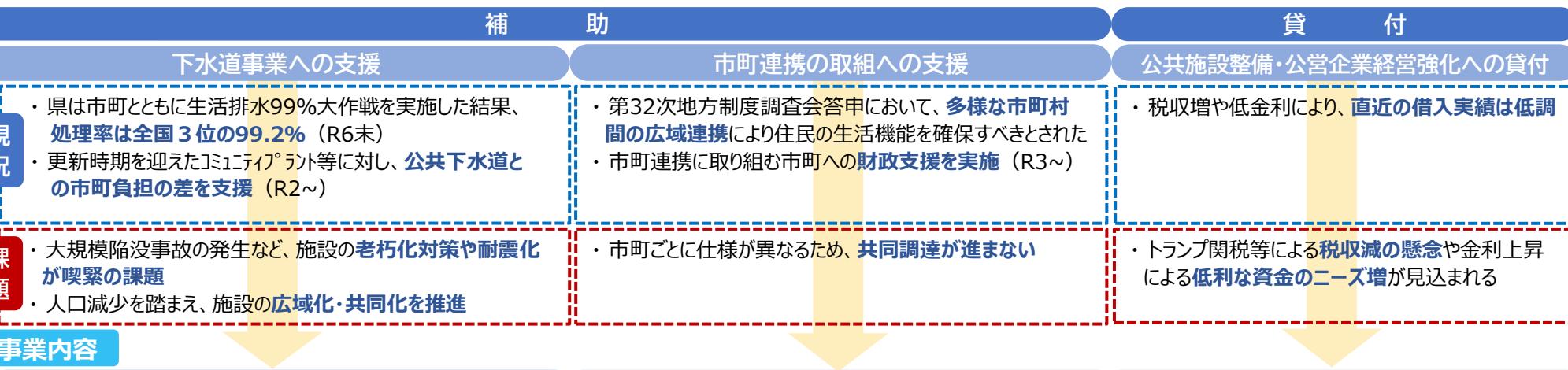
主な予算関連事業(県・市長会・町村会政策懇話会説明事業等)

資料	項目	担当部局	ページ
県・市長会・町村会政策懇話会説明事業			
1	【新】自治振興助成事業	総務部	1
2	【新】感震ブレーカー設置助成事業	危機管理部	2
3	【新】出産・健診等安心アクセス支援事業 等	保健医療部・福祉部	3
1	【拡】ツキノワグマ管理総合対策の強化	環境部	4
5	【新】地域公共交通リ・デザイン推進事業、新交通系IC共通プラットフォーム整備事業	土木部	5
6	【拡】不登校児童生徒支援員配置補助事業	教育委員会	6
7	【新】中学校部活動改革推進プロジェクト	教育委員会	7
	(参考) 県政改革方針に基づく事務事業のあり方検討結果について	財務部	8
今回新たに説明する事業			
2	1 【継】県内企業人材確保支援(兵庫型奨学金返済支援)	産業労働部	10
	2 【新】学校給食費支援事業	教育委員会	11

【新】自治振興助成事業

資料1-1

- 市町が行う公共施設の整備・改修事業等に対して実施してきた自治振興助成事業（補助・貸付）について、**現行事業期間（R5～7）の終了に伴い、R8以降の事業を、最近の社会情勢や市町のニーズを踏まえ見直し** [総務部]



事業内容

継 新・生活排水フォローアップ作戦

公共下水道等への統廃合が困難な施設に限定したうえで支援を継続

- 対象事業**：以下の施設の更新や統廃合
 - ・小規模集合排水処理施設
 - ・市町村設置型合併処理浄化槽
 - ・コミュニティ・プラント

○**補助対象経費**

起債対象事業費または国庫補助対象事業費

○**補助率**

1.5～48.5%

拡 市町連携支援

調達に係る契約形態ごとにモデルケースを作成するため、**複数市町による共同調達を新たに支援**

○**対象事業**

県として推進すべき施策に係る機器・物資等の共同調達に要する経費（ワーキンググループ設置要）

○**補助率**

- | | |
|--------------------|-----|
| ・政令市・中核市・不交付団体（6市） | 1/3 |
| ・一般市・町（35市町） | 1/2 |

○**補助上限**

1市町あたり4,000千円（5市町程度）

継 貸付事業

貸付枠15億円を継続

○**貸付対象**

原則、地方財政法第5条の規定に基づく経費であって、地方債又は他の貸付を受けない事業

○**貸付利率**

- ・**公共施設整備**：財政融資資金と同率
- ・**公営企業経営強化**：財政融資資金の1/2

○**償還期間**：原則10年

○**償還方法**：元金均等年賦償還

※ 貸付枠を超える場合は、調整の可能性あり

新 下水道事業経営支援交付金

やむをえず**高コスト構造の下水道を運営する市町の広域化・共同化等を新たに支援**

- 対象事業**：以下の2点を満たす下水道事業への統合（政令市・中核市を除く）
 - ・資本費単価が全国平均以上の事業
 - ・使用料「月3,000円/20m³」を満たす団体

○**補助対象経費**：下水道事業の広域化・共同化に要する施設等整備費

○**補助率**：事業費の5.0%

○**実施方法**：事業実施年度に一括交付

市町に協力いただきたい事項

- ・生活排水処理施設の老朽化対策と広域化等の推進
- ・人口減少社会を踏まえた市町連携の推進

- 能登半島地震等の大規模災害時において大きな被害をもたらした通電火災を防止するため、**感震ブレーカーの設置に対して財政的支援を実施** [危機管理部]

現況・課題

- 現況
 - 大規模地震発生時において、住民が避難した後に電力供給が再開した際、火災が発生する通電火災が大きな被害をもたらしている
- 課題
 - 国が支援を予定している感震ブレーカーの購入・取付について、対象地域が限定的（著しく危険な密集市街地（全国15市区町村：県内は神戸市の一部地域のみ））

事業内容

【対象地域】 防災街区整備方針等に位置づけられた**密集市街地（防災再開発促進地区等）**

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市
三木市、高砂市、小野市、三田市、淡路市、たつの市、福崎町



分電盤タイプ(内蔵型)

【対象経費】 感震ブレーカー設置に要する経費（機器購入費、工事費等）

【補助上限】 **25千円/戸**（市町が補助した額の1/2）

市町に協力いただきたい事項

- 感震ブレーカー設置助成事業の実施及び実施に係る予算措置

- 遠方の医療施設へ通院する妊産婦等の経済的・心理的負担を軽減するため、**交通費支援を検討** [保健医療部・福祉部]

現況・課題

- 妊産婦等の居住地に関わらず、安心して出産等ができる体制整備が求められている
- 高度医療が必要とされる等、遠距離通院を余儀なくされる妊産婦等は交通費等の負担が大きい
- 2人目以降を出産する妊婦や産後ケア事業を受ける産婦が、兄姉等を安心して預けられる事業の啓発が必要

事業内容

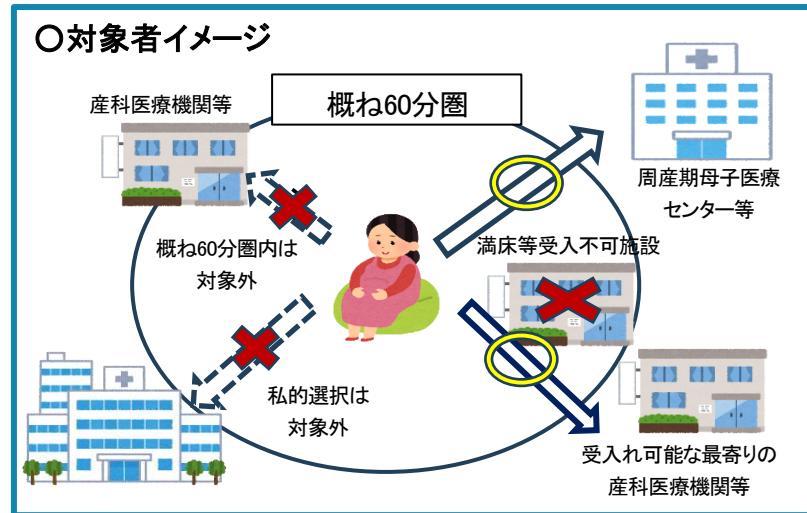
- 母子保健衛生費国庫補助金の活用を検討

区分	内容
対象者	妊婦健診、出産、産婦健診、不妊治療、産後ケア事業、乳幼児健診のために、自宅等から <u>最寄りの施設まで概ね60分以上</u> ※の移動時間を要する妊産婦等 ※「最寄り」や「60分」要件について、柔軟に判断できるケースあり（自家用車で概ね40km以上の場合かつ、市町が必要と認める場合等）
補助額	移動に要した費用の8割を助成（市町旅費規程準拠）
補助率	国1／2 県1／4 市町1／4

- 産後ケア事業を受ける産婦等への支援のため、一時預かり事業の周知促進を検討

市町に協力いただきたい事項

- ハイリスク妊産婦の子ども病院等への通院も想定した積極的な制度化
- 県民や事業者への事業周知



- 県ではツキノワグマの出没が増加傾向にあり、これまで出沒のなかった県南部への分布域が拡大する中、**緊急銃猟制度を市町が円滑に実施できるように体制整備を支援**するとともに、捕獲従事者的人材育成等の対策を強化し、**市町と連携したツキノワグマ管理を総合的に実施**
- [環境部]

現況・課題

R6

- 国がクマ類を「指定管理鳥獣」に指定
- 本県でツキノワグマが大量に出没
(ドングリ類の大凶作)

R7

- ツキノワグマ出没防止対策（追い払い、誘因物除去等）の強化
- 北海道・東北でクマ類が大量に出没し深刻な被害（ドングリ類の大凶作）
- 市町判断による緊急銃猟の実施が可能に**

R8

- 市町が主体となったクマ出没防止対策への継続的に支援
- 市町による緊急銃猟への体制整備支援を実施**

事業内容

- 市町における体制整備等への支援を拡充

【対象市町】 ツキノワグマの出没可能性がある市町

【対象経費】 緊急銃猟実施に必要な備品購入費、出没防止対策経費（防護資材・クマ監視機器の導入、潜み場の除去等）

【補助基準額】 1,000千円

【補助率】 国1／2、県1／4、市町1／4

- 緊急銃猟にかかるクマ管理人材及び捕獲従事者の確保

【研修会の開催】 捕獲技術者、行政職員向けに座学及び実技研修を実施

【専門人材の確保】 市町での出没防止対策や緊急銃猟マニュアル作成について指導・助言を行う緊急銃猟支援員を森林動物研究センターに1名配置

市町に協力いただきたい事項

- 緊急銃猟を含む実施体制整備やクマ出没対応マニュアルの作成、訓練を含む県主催研修への参加

【新】地域公共交通リ・デザイン推進事業

【新】新交通系IC共通プラットフォーム整備事業

資料1-5

- ・ 国の政策動向や時流を踏まえ、**持続可能な地域公共交通にリ・デザイン**を図るため、**他分野・地域間連携の取組を支援**するとともに、**1枚のICカードでシームレスに移動できる環境を整備** [土木部]

現況・課題

- ・ 運転士不足により、中山間地域だけでなく都市部においても路線の減便、休廃止が増加するおそれ
- ・ 交通系ICカードの相互利用が進むなか、一部のバス事業者は独自カード使用やキャッシュレス決済が未対応

事業内容

【新】地域公共交通リ・デザイン推進事業

- 限られた輸送資源を最大限活用しながら、地域の実情に応じた地域公共交通リ・デザインを図るための**他分野・地域間連携※の市町実証実験を支援**
※ 施設送迎やスクールバスとの連携、地域連携公共ラトドシャ等
⇒ **運転士確保、車両確保の困難さ解消に期待**
⇒ **これまで対応できてこなかった移動ニーズへの対応や、新たな利用者の掘り起こしも期待**

【補助割合】

原則 : 市町実質負担額に対し、1/3

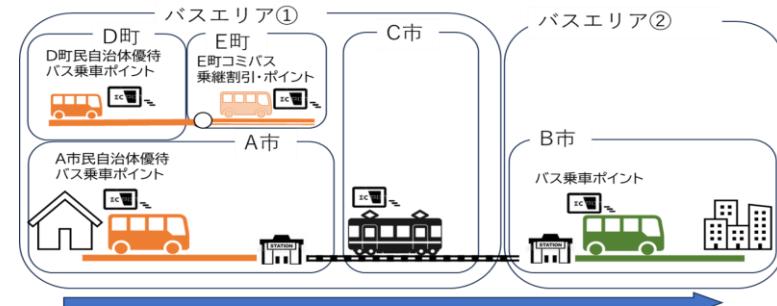
中山間地域等 : 市町実質負担額に対し、1/2

【補助上限】3,000千円



【新】新交通系IC共通プラットフォーム整備事業

- 1枚の交通系ICカードで**エリアを跨ぐ円滑な移動や住民向け優待サービスの利用**ができる環境を県・市町協調※で整備
※ 県、36市町、事業者等で構成する協議会が主体となり、共通カードとバス車両への車載器を整備
⇒ **交通施策の検証・立案に活用可能な乗降データ取得可能**
⇒ **新たな利用促進施策（属性に応じた運賃設定等）が展開可能**



市町に協力いただきたい事項

- ・ 他分野・地域間連携の取組推進及び新交通系IC共通プラットフォーム整備のための予算の確保

参考

- ・ バス対策費補助について、国がR9年度をもって要件緩和を廃止する方針を示したことから、新規事業の効果も踏まえつつ、R10年度以降の県支援のあり方を引き続き検討【県政改革方針関係】

【拡】不登校児童生徒支援員配置補助事業

資料1-6

- 市町の小中学校の不登校児童生徒支援員の配置に対して補助（県:市町=1:1）

小学校 R6…市町ごとに4校に1人 → R7…2校に1人 → **R8…全校配置へ拡充**

中学校 R6から全校配置へ支援

[教育委員会]

現況・課題

現 令和6年度から不登校児童生徒支援員配置支援を開始。不登校児童生徒支援に効果があり、学級担任の負担軽減につながっている。

課 令和6年度の不登校児童生徒数は、過去10年間で初めて前年度を下回った。一方で、不登校児童生徒数の割合は、中学校では減少する中、小学校では依然増加傾向が続き、低年齢化も進んでいるため、更なる支援が必要である。

事業内容

- 拡** 依然不登校の増加傾向が続いている小学校について、不登校児童生徒支援員の配置支援を全校に拡充する。

事業のスキーム

県の市町への補助事業

配置校

中学校：各校に1人

小学校：各校に1人 **【拡充】(R7…2校に1人)**

週20時間[4時間/日×5日間]×35週

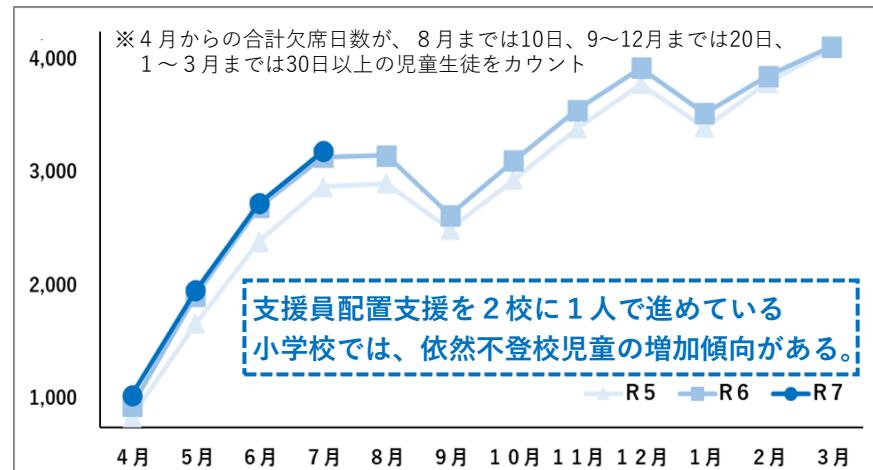
1,500円/時間

県：市=1:1 (1/2補助)

支援員の想定

地域人材を登用 (教員免許不問)

小学校における不登校児童数の推移 ※R7は速報値



市町に協力いただきたい事項

- 不登校児童生徒支援員を全校配置するための予算・人員の確保
- 校内サポートルームの設置促進

【新】中学校部活動改革推進プロジェクト

資料1-7

・ 中学校の部活動の地域展開・地域連携の推進にかかる経費補助

[教育委員会]

現況・課題

<国の動向> 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づき、**令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進**

部活動の地域展開等推進事業

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、**地方公共団体への伴奏支援等**を実施

(1) 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、**地方公共団体に対して補助**

①休日の地域クラブ活動の活動費等の支援

〔指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等〕

〔補助割合：①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3、②は国1/2、都道府県・市区町村1/2〕

(2) 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応

実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、**実証事業を実施**（定額補助：国10/10）

<主な重点課題>

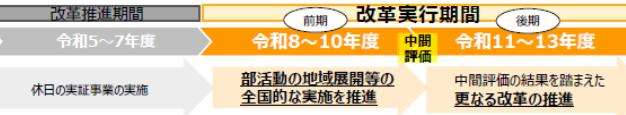
- ・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業のモデル形成
- ・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
- ・暴力・暴言等の不適切行為等に係る相談窓口の開設及び対応体制の構築
- ・指導者の資質向上のための公認資格の取得促進や育成プログラムの構築 等



(3) 中学校における部活動指導員の配置支援

各学校や拠点校に**部活動指導員を配置**し、指導や大会引率等を担う。

〔17,320人（運動部：13,620人、文化部：3,700人）〕（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）



※休日については、改革実行期間内に、原則、全ての部活動で地域展開の実現を目指す（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）

※平日については、各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進。地方公共団体において、地域の実情等に応じた取組を実施

※【 】内は補助割合

事業内容

(1) 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

- ①休日の地域クラブ活動の活動費等の支援 休日の地域クラブ活動の実施に要する経費を補助
- ②経済的困窮世帯の生徒への支援 経済的困窮世帯の生徒に対し、地域クラブ活動の活動に必要な参加費及び保険料の支援に要する経費を補助
- ③推進体制の整備等
 - ア 市町実施分 R8年度からの地域展開に必要な推進体制の整備等に係る費用を補助
 - イ 県実施分 県下丸となって部活動の地域展開等に取り組むため、引き続き全県推進委員会や地区協議会等を設置し推進

〔①・③は国1/3、県1/3、市町1/3、②は国1/2、市町1/2〕

(2) 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応

- ①市町実施分
 - ・平日の部活動の地域展開等について、実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、実証事業を実施
 - ・重点課題の解決に向けて取り組むテーマを選択の上取組を実施し成果等を報告
- ②県実施分
 - ・各市町における指導者的人材不足や質の担保に向けた公認指導者の養成
 - ・各市町の課題解決に向けて地域クラブサポートセンター等を設置し、企業・団体等が参画するブカツ・サポート・コンソーシアムとの連携等を実施

〔国10/10〕

(3) 中学校における部活動指導員の配置支援

学校部活動の地域連携に取り組む市町に対し、配置した部活動指導員に対する人件費等の経費を補助

〔国1/3、県1/3、市町1/3〕

市町に協力いただきたい事項

- ・国の令和8年度当初予算等を踏まえ、部活動地域展開等に向けた体制整備及び予算の確保
- ・部活動指導員を配置するための予算・人員の確保

● 概 要

県政改革方針に基づき今年度あり方検討を行うこととしている市町関連事業について、県の検討結果を説明

● 検討結果（1/2）

①躍動する兵庫応援事業（県・市町連携枠、多自然地域支援枠）【総務部・企画部】

県・市町連携枠

[R7当初予算額：300百万円（うち一般財源：300百万円）]

- 国は「新地方創生交付金」を創設し、国当初予算、市町採択額は、県政改革方針による見直し前（R4年度）から倍増しているものの、制度創設1年目であり、**今後の採択状況等を踏まえる必要があることから、R8年度は事業継続**

（参考）国交付金の当初予算と県内一般市町の採択状況

区分	R4	R5	R6	R7
国当初予算	1,000億円	1,000億円	1,000億円	2,000億円
採択額 (採択率)	12億円 (93.2%)	20億円 (95.8%)	17億円 (61.0%)	24億円 (97.0%)

「県・市町連携枠」の概要

- 補助対象事業
県重点施策と連動した市町単独事業、市長会・町村会提案事業
- 補助対象
政令・中核市を除く一般市町（普通交付税不交付団体を除く）
- 補助率（申請団体の財政力指数に応じて設定）
0.4未満：2/3 0.4以上0.8未満：1/2 0.8以上：1/3
- 補助事業費申請上限額
1市町あたり20,000千円（事業数制限なし）

多自然地域支援枠

[R7当初予算額：141百万円（うち一般財源：71百万円）]

- R5～R7年度の3年間を多自然地域支援枠（持続可能な多自然地域づくりプロジェクト）の集中支援期間としていたが、**より多くの実践結果を踏まえた評価・検証を行うため、R8年度は事業継続**

（参考）主要な県補助事業の活用状況

「持続可能な生活圏」形成支援事業 (対象37市町)	市町の総合的・戦略的な取組に係る事業費を補助 【R7実施中】 19市町 【R8着手希望】 5市町 ※補助率1/2	[3年間最大1,000万円(事業費)]
市町地域伴走支援体制整備事業 (対象17市町)	地域伴走支援体制整備に対して人的支援を実施 【R7実施中】 7市町 【R8着手希望】 3市町 ※補助率1/2	[3年間平均約1,400万円(事業費)]
マルチワーク組合支援事業 (対象17市町他)	移住促進、地域づくり人材確保に向けた組合設立等への支援 【設立済】 3市町 【R8設立予定】 2市町 ※補助率1/2等	[上限100万円等(事業費)]

● 検討結果（2/2）

②老人クラブ活動強化推進事業【福祉部】 [R7当初予算額：67百万円（うち一般財源：67百万円）]

- コロナ禍における地域課題（地域のつながりの希薄化、外出機会の減少によるフレイルの進行、地域活動の停滞等）に対応する観点から、**R5年度から3年を目途に支援対象を拡充し、「新たな枠組み」による助成を実施**
- クラブ活動の継続や再開への効果があったことから、**R8年度以降も助成を継続**するとともに、**クラブの意見も踏まえ、支援対象を拡充**（補助額については、現行の4,000円/月を維持）

【現行】 R7年度まで		補助額/月	【見直し（案）】 R8年度から	補助額/月
県単独	共生型助け合い活動	3,500円	共生型助け合い活動	3,500円
	会員加入促進活動	コロナ禍収束により、地域活動の再開から活動継続のフェーズに移っているため統合	クラブ活動継続の推進（拡充） ・オンライン活動のためのICT講習会や担い手不足対策への人材育成研修 ・熱中症対策に関する備品購入 等	
	地域活動の再開			
	健康体操等（いきいきクラブ体操等）	500円	健康体操等（いきいきクラブ体操等）	500円
合 計		4,000円	合 計	4,000円

③バス対策費補助【土木部】 [R7当初予算額：95百万円（うち一般財源：48百万円）]

- 広域行政を担う県として地域間の移動手段の維持確保を図るため、国庫協調及び県単独で市町に対して運行を支援
- 国が新型コロナウイルスの影響を踏まえてR4～7年度の補助要件を緩和してきたため、本県も同様の要件緩和を実施
- 国がR9年度をもって要件緩和を廃止する方針**を示したことから、R8年度から支援を行う他分野・地域間連携の市町実証実験の効果も踏まえつつ、**R10年度以降の県支援のあり方を引き続き検討**

県政改革方針令和7年度実施計画（抜粋）

区 分	運行支援（国庫協調）	運行支援（県単独）	車両購入（国庫協調）
現 行	現市町域間 旧市町域間	県：市 = 2 : 1 県：市 = 1 : 2	県：市 = 2 : 1
見直し後	現市町域間 旧市町域間	県：市 = 1 : 1 県：市 = 1 : 2	県：市 = 1 : 1

- ・ 県内中小企業の人材確保、若者の県内定着を促進するため、**中小企業と連携して
若者の奨学金返済を支援** [産業労働部]

現況・課題

これまで実施してきた兵庫型奨学金返済支援制度を、人手不足問題対策会議での意見や企業・学生からのアンケート結果を踏まえ、企業の人材確保・定着やUJターンの促進、これから結婚・子育てをする若者・Z世代へのさらなる支援として令和6年度から大幅に拡充

事業内容

【支援対象】

- 企業…県内に本社のある中小企業等
- 従業員…補助対象企業に勤務し次の全てを満たす者

①日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務がある

②正社員で40歳未満

③県内事業所に勤務

【補助期間】対象者1人につき最大17年間

【補助金額】年間返済額の2/3（上限12万円）

※残る1/3は企業負担分



最大補助期間	補助総額	対象企業
5年	90万円 (うち県60万円)	県内に本社がある中小企業
10年	180万円 (うち県120万円)	SDGs宣言企業 <small>※いずれか2つ該当</small> フレッシュミモザ企業 ワーク・ライフ・バランス宣言企業
17年	306万円 (うち県204万円)	SDGs認証企業 <small>※いずれか2つ該当</small> ミモザ企業 ワーク・ライフ・バランス認定企業 ワーク・ライフ・バランス表彰企業

[補助金額のイメージ]

2/3
県支援分

1/3
企業負担分

市町に協力いただきたい事項

- ・ 県制度への随伴による、企業負担分への上乗せ支援
- ・ 企業・学生への制度周知

- 三党合意に基づき、**国が創設する学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」を活用し、市町に交付**

[教育委員会]

現況・課題

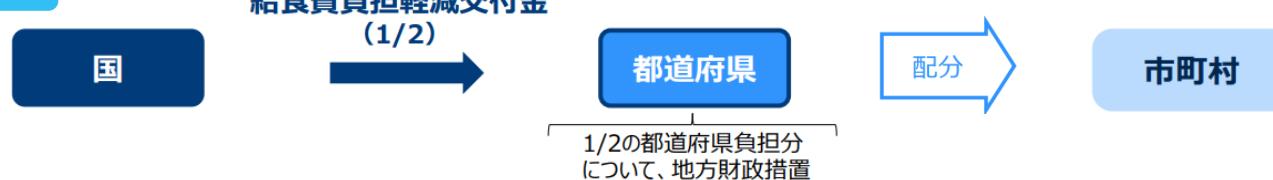
現

学校給食法を踏まえ、各市町の判断で施策の1つとして給食無償化等の負担軽減を実施している。

課

各市町間の財政力の格差によって、義務教育段階の給食制度の格差が生じることがないよう、国の責任において学校給食費の抜本的負担軽減の実施が必要である。

事業内容(案)



●小学校段階（公立）の学校給食に係る食材費を支援（国1/2、都道府県1/2）

- 支援額（※1）：給食実施校の在籍児童数（※2）×基準額（※3）×11か月×1/2
- ※1：特別支援学校小学部においては、特別支援教育就学奨励費負担金を優先し、同負担金による支援が基準額に満たない場合、基準額との差額を支援
- ※2：毎年5月1日現在。また、生活保護の教育扶助、要保護児童に該当する児童を除く。
- ※3：市町村からの申請が、右記の額を下回る場合には、その金額
- 基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から徴収可能（特色ある給食の提供に係る各省関係事業等も柔軟に活用可能）
- 非喫食者の取扱いについては、学校設置者の判断に委ねる（※交付金については、非喫食者も含めた在籍児童数で算定）

市町に協力いただきたい事項

- 国の制度設計を踏まえた支援予算の受け皿の準備
- 今後国から示される実施内容の詳細等を踏まえた事務手続きへの協力

●基準額

基準額	小学校・義務教育学校前期課程	特別支援学校小学部
完全給食	5,200円	6,200円
補食給食	4,800円	5,800円
ミルク給食	1,200円	1,200円

完全給食：パン又は米飯等+ミルク+おかず
補食給食：ミルク+おかず

ミルク給食：ミルクのみ

（基準額の考え方）

令和5年度学校給食費調査の全国平均
(完全給食の場合、小学校で4,688円)に、
近年の物価動向を加味して設定

※毎年給食費に関する調査を実施し、今回
の取組の実施状況や物価動向等を踏まえ、
適切な額を設定予定